

議 事 日 程 (第 1 号)

平成25年 5 月 8 日 午前 9 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 1 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め
ることについて

日程第 4 承認第 2 号 関ヶ原町新型インフルエンザ等対策本部条例の専決処分の承認を求め
ることについて

日程第 5 承認第 3 号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の
承認を求めることについて

日程第 6 議案第 49 号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 6 まで

(追加日程)

追加日程第 1 議長の辞職について

追加日程第 2 議長の選挙について

追加日程第 3 副議長の選挙について

追加日程第 4 常任委員会委員の選任について

追加日程第 5 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 6 特別委員会委員の辞任について

追加日程第 7 特別委員会委員の選任について

追加日程第 8 不破消防組合議会議員の選挙について

追加日程第 9 常任委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第 10 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

出席議員 (8 名)

1 番 川 瀬 方 彦 君

3 番 松 井 正 樹 君

5 番 小 谷 清 美 君

7 番 中 川 武 子 君

9 番 室 義 光 君

2 番 子 安 健 司 君

4 番 田 中 由 紀 子 君

6 番 浅 野 正 君

8 番 澤 居 久 文 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	西脇康世君	教	育	長	山崎悦生君
監	理	官	兼			
会	計	管	理	者	谷口輝男君	総務課長
税	務	課	長	若山孝幸君	住民課長心得	河島玲子君

職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議	会	事	務	局	長	藤田栄博	書	記	小林孝正
書	記	乾	幸	子					

開会・開議の宣告

議長（澤居久文君） ただいまの出席議員は 9 名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第 2 回関ヶ原町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（澤居久文君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5 番 小谷清美君、6 番 浅野正君を指名します。

日程第 2 会期の決定

議長（澤居久文君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 承認第 1 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第 3、承認第 1 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分
分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（西脇康世君） 承認第 1 号について御説明を申し上げます。

地方公共団体へのふるさと納税等の寄附金制度の見直し、延滞金及び還付加算金の割合の見直し、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についての適用期限等の変更、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る課税の特例、住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例等の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が 3 月30日に公布されました。

このため、地方自治法第179条第 1 項の規定により、関ヶ原町税条例の一部を改正する条例を専決処分により定めたところであり、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、税務課長から説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） 若山税務課長。

税務課長（若山孝幸君） よろしく申し上げます。

お手元にお配りいたしました関ヶ原町税条例の改正点の概要と、議案資料の承認第1号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、新旧対照表1ページから13ページをごらんください。途中で飛ばすところがあるかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

始めさせていただきます。まず、平成26年1月1日施行でございます。

1ページ、第26条の7第2項（寄附金税額控除）、7ページ、附則第6条の4（寄附金税額控除における特例控除額の特例）、これにおきましては、地方公共団体への寄附金と言われますふるさと寄附金の制度の見直しでございます。平成25年1月1日から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特例控除額の見直しを行うと。復興特別所得税は、当該年度の所得税額を課税標準とし、税率は2.1%とされています。したがって、ふるさと寄附金を行い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合は、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も減少することになる。このため、軽減額も含めて2,000円を超える額について全額控除できるように特例控除を見直すということでございます。

これは、平成26年度から50年度までの各年度に限りでございます。

これはどういうことかといいますと、復興特別所得税で軽減される分だけ特例控除分の軽減割合を圧縮するという改正をしたものでございます。したがって、住民税の分は復興特別所得税の分だけ少なくなるということでございます。ふるさと寄附金に関しては、ごらんのようでございます。

平成25年4月1日施行でございます。

1ページ、第36条第5項（固定資産税の納税義務者等）、3ページ、第118条第4項（特別土地保有税の納税義務者等）でございます。

読ませていただきます。独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等において、一定期間、当該仮換地等に対応する従前の土地について、登記簿に登録されている者を当該仮換地等の所有者とみなして固定資産税、特別土地保有税を課税する納税義務者の特例を廃止することとしたということでございます。

これは、独立行政法人森林総合研究所というのはどういうことかといいますと、ごらんのように、そういうことになってございます。

一定事業というのは下に書いてございます。このところで、もう1ページ、2ページでございますが、農用地総合整備事業がございまして、これは18の都道府県で18区域がありますんで

すけど、これは岐阜県的美濃東部ということで、関市以外6市町村が入ってございます。

続きまして、平成26年1月1日施行、3ページ、附則第4条の2（延滞金の割合等の特定）ということで、国税の見直しにあわせてまして地方税も変わったということでございます。

延滞金の14.6%部分といいますのは、特例基準割合ということで短期貸し出し約定平均金利プラス1%、プラス7%で、今の現行金利水準率は9.3%ということでございます。そして7.3%、今4.3%でございますが、これは3.0%に変わったと。還付加算金におきましては、特例基準割合とするということで2%と。法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金も特例基準割合とするということで2.0%でございます。特例基準割合というのは、ごらんのように書いてあるような内容でございます。

続きまして、4ページでございます。

附則第4条の3第1項（納期限の延長に係る延滞金の特例）でございます。日本銀行法は、ごらんのように旧日本銀行法から改正された法律でございます。ここで気をつけなきゃいけないのは、法人町民税の納期限の延長に係る延滞金は、5.5%を超えて、5.5%以下に定める日の前日までの期間内と書いてあります、（特例基準割合適用年中はその期間を除く）ということがこれの改正点でございます。したがって、この改正点と、上の特例基準割合とどちらかのということでございます。

5ページでございます。

附則第4条の3の2（公益法人等に係る町民税の課税の特例）でございます。

ちょっと読ませていただきます。公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税の特例について、本非課税特例の対象となる寄附財産を有する公益法人等（幼稚園または保育所等を設置している者に限る）が、幼保連携型認定こども園の設置のために当該寄附財産（幼稚園・保育所等の事業の用に直接供しているものに限る）をほかの公益法人等（幼保連携型認定こども園、幼稚園・保育所を設置しようとする者に限る）に贈与する場合は、寄附財産の贈与の届け出をしたときは、非課税の特例を継続適用ができるということでございます。

継続適用の理由というのは、下の印の下から2つ目のところに書いてありまして、法人の解散に伴わない場合でも継続できるということでございます。

続きまして、3ページでございます。

3ページの最初の丸印2つというところで、子ども・子育て関連3法に係る新たな幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を行う単一の施設として制度化したものであり、単一の設置主体により運営を行う必要があると。このため、学校法人立幼稚園、社会法人立保育所で構成されている現行の幼保連携型認定こども園について、単一の設置主体による運営の切りかえが円滑に行われるよう、事業譲渡の際して譲渡法人に所得税が課されないように所得税の特例措置を講ずるとというのが理由でございます。

下に書いてございますのは、前から条例改正しています非課税の特例のあらましの説明でございます。

平成27年1月1日施行、6ページ、附則第6条の3の2の第1項、消費税が上がりますので、住宅所得対策ということで、住宅ローン減税。

適用期限が平成26年1月1日から29年度末の4年間延長と、25年度までは前の改正できておりますけど、4年延長ということでございます。この税額控除から所得税を控除して残額がある場合は、その残額に関して限度額の範囲までは減額できるということでございます。

次のページに書いてございます表にあらわせていただきます現行と改正点のところ、借入れが4,000万、400万、13.65万、7%ということでございまして、その下に書いてございますのが町民税の4.2%の部分ということで、7%の4.2%の60%が町民税でございまして、最大8万1,900円ということで、前は5万8,500円ということで、この説明が下に書いてございます。税額控除はどうやって計算するかといいますと、所得税が引き切れなかった場合は、その金額と、今言いました課税所得の5%、最大9万7,500円でしたけど、今は13万6,500円に変わりましたけれども、どちらか少ない金額と。ただし、所得税で引き切れてしまった場合は、住民税はなしということでございます。

続きまして、平成25年4月1日施行でございます。

8ページ、附則第9条の2（法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合）ということで、5項の廃止に伴いまして10項から9項に変更しました。5項はごらんのような内容でございます。24年度末。

続きまして、第3項でございます法附則第15条第37項、都市再生特別措置法に規定する備蓄倉庫に係る特例措置ということで、都市再生特別措置法に規定する都市再生安全確保計画に基づいて整備する都市再生安全確保施設のうち、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された管理協定に係る備蓄倉庫に対して課する固定資産税について、課税標準を最初の5年間だけ3分の2の金額にするということでございます。これは説明が書いてございますが、真ん中のほうに、再生協議会というのは、国の機関と市町村も入っていますよということで、下のほうに再生緊急整備地域、全国63地域ということで、これは岐阜県の岐阜市、岐阜駅北と柳ヶ瀬通りの周辺地区が入ってございます。以上でございます。

続きまして、平成26年1月1日施行でございます。

8ページ、附則第16条の2第3項（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）ということで、これは第37条の9の2から9の5がございまして、これが9の4と9の5が残ったということでございまして、9の2というのはごらんのようなことございまして、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地の交換等の譲渡所得の課税の特例ということでございます。特例は下に書いてございますように、

圧縮で80%繰り延べできるし、法人の場合は損金算入ができますよということでございます。
9の3は削除済みで、9の4と5は次のページでございますが、改正ではございませんが、ごらんのような特例でございます。

9ページ、附則第21条の2（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）と、平成27年1月1日施行、11ページですが、附則第22条（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）については、関ヶ原町は該当がありませんので、ここについては省略させていただきます。よろしく申し上げます。以上でございます。
議長（澤居久文君） 御苦労さんでした。

これより質疑を行います。

ありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 延滞金の関係ですけれども、これまで14.6%はサラ金並みで大変高いという声がたくさんございました。共産党としても、県や国に対して申し入れを行ってきました。そして、これ実質は今のところ9.3%になるということでもいいのか確認したいのと、現在滞納者は何件で幾らあるのか、そのうち延滞金は幾らになるのかということをもし……。

〔「プライバシーやぞ、人権の侵害やぞ」の声あり〕

どうしてですか。

〔発言する者あり〕

そんなことはないです。どこでも聞いておりますので、もしわかりましたら教えてください。

〔「慎重に答えて」の声あり〕

議長（澤居久文君） 答えられる範囲、税務課長。

税務課長（若山孝幸君） 今の何人が滞納で、どれだけ調定に上がっているのかというのは、実際に見てこないとわかりません。ただし、延滞金が平成23年、24年、加算金が幾らかと、金額が幾らでしたかという範囲でしたら答えられますけれども、以上でよろしいですかね。

平成23年度の延滞金の総額でございますが、231万4,000円でございます。平成24年度は、まだ途中ですが131万円でございます。参考に、平成22年は281万円でございます。

加算金に関しましては、平成22年は36件ありまして152万2,000円、平成23年度は6件で4万9,000円、平成24年度は15件で8万3,000円ということでございます。

9.3%には現行金利水準といいまして、日銀が毎月、日銀にあります金融機構局というところで新規の推移を発表するところでございます。2月ですと、私調べてきましたが0.743%でございます。今の金利水準は1%でございます。これに1%足して、1%、1%、7.3%で9.3%ということでございます。以上でございます。

今はです。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 小谷清美君。

5番（小谷清美君） 4ページの新改正の中で、特例基準割合適用年というのは、簡単に言えばどういうことか教えてください。

議長（澤居久文君） 税務課長。

税務課長（若山孝幸君） 今までの特例基準割合ではなくて、新の特例基準割合といいまして、先ほど申しましたように、短期の貸し出し平均金利の金額と1%が特例基準割合になっているということでございます。

適用年というのは、先ほど言いましたように、ここに書いてあります12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合ということで決まっているということでございます。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第4、承認第2号 関ヶ原町新型インフルエンザ等対策本部条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 承認第2号について、御説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国・県が対策本部を設置し、それに伴い市町村においても緊急事態宣言により設置の要請をされた場合、対策本部を設置し、措置を講じる必要があるため条例を定めるものであります。

国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法が4月13日施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により関ヶ原町新型インフルエンザ等対策本部条例を専決処分により定めたとおりであり、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるところでございます。

なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田和司君） 失礼します。それでは、承認第2号について御説明をさせていただきます。

町長の提案説明にもありましたように、新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言により市町村に対策本部の設置の要請がされた場合に、この条例に基づき対策本部を設置し、措置を講ずるものであります。

第1条、目的では、新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、対策本部に関して必要な事項を定めることを目的としております。

第2条の組織では、本部長・副本部長・本部員のほか、必要な職員を置くことができ、町長が任命することとしております。

第3条の会議では、新型インフルエンザ等の情報交換や連絡調整を行うための会議を招集するということとあります。この会議については、必要に応じて国の職員等、町職員以外の者を出席させることができ、意見を求めることができるという規定を設けております。

第4条では、対策本部に必要に応じて部を設置するということとあります。

附則として、この条例は平成25年4月13日より施行ということとあります。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

6番（浅野 正君） 早くそういう対処をするという部分では全く賛成でございますが、組織の中で、いろいろ本部長・副本部長があるんですが、こういうのはやはり医療関係の方であるかということとまず1点と、それからちょっとここには関係ないかもわかりませんが、例えば流行する前にたたくという意味でワクチンの接種のあれがあるかもわかりませんが、ちょっとお聞きしたいんですが、これはいろいろな医療機関で金額がちょっと違うと思います。河島住民課長はいろいろ向こうで経験豊富な方でございますので、何でそういう値段が医療機関で違うかということだけ、その2点だけちょっとお聞きします。

議長（澤居久文君） 河島課長。

住民課長心得（河島玲子君） 新型インフルエンザとちょっと違うんですが、インフルエンザワクチンについては保険が適用されないという部分がありまして、自由診療部分に入ります。

反対にインフルエンザワクチン接種料を統一するという事は、独占禁止法にひっかかるというようなことがあります、各医療機関の値段が違うというようなことが出てきますが、65歳以上の方につきましては、不破郡内の医師会において契約ができるということで、不破郡内統一料金で接種をしております。よろしいでしょうか。

議長（澤居久文君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田和司君） この本部員の中に医療機関の職員等が入っているかということでございますが、現時点では入っておりませんが、必要に応じてそういう町職員以外の者を出席させて意見を求めることができるということで、そういう場合はこれで対応させていただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 5番 小谷清美君。

5番（小谷清美君） 今、浅野議員が言ったとおりで、僕も医療機関は何で入っていないかなあと思ったんですけども、そこを医療機関で診療を受ける人の様子を見て、これが新型の流行かどうかということはいち早く判断しなければならないので、その医療機関のメンバーとは密接にやってもらわないかと思うし、僕も当然入っていないかおかしいのではないかと、これがまず感じたもので、その辺について、本部長は誰になるかというようなことも含めて、ちょっと答弁。

議長（澤居久文君） 西脇町長。

町長（西脇康世君） 最後の本部長につきましては、一応法律のほうの規定によりまして、大体町長が任に当たると、県においては知事が任に当たるといような法律の規定になっております。

〔「町長が任命するんやろう」の声あり〕

本部長は町長が任命するという……。

〔発言する者あり〕

それで、一応法律のほうの市町村行動計画の第8条にそういった対応の規定がされておりました、第8条で第6項までございます。これにつきましては、一応県のほうから新型インフルエンザがこういう状態で発生したと、それに伴って市町村で対策本部と申しますか、この本部を設置しなさいという要請に基づいて設置するということですので、既にどういう状態になっているかというのは県レベルでサーベイランス等やって、その上で市町村に対応をなさいと。ですから、防疫措置、実態調査、そういったことですので、治療がどうのこうのということではないと、そういう要請に基づいてされるということですので、そこら辺は御理解をお願いいたします。

〔発言する者あり〕

議長（澤居久文君） わかったんじゃないですか。

〔発言する者あり〕

病気に対しての云々という話ではないんですね。説明したいの。

〔「いいです」の声あり〕

じゃあ、ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） きょうは病院の関係者が見えないので、わかるかどうかわかりませんが、病院内での新型インフルエンザ対応という点では、何か議論や対策がされているのか、その辺だけちょっと教えてください。

議長（澤居久文君） 西脇町長。

町長（西脇康世君） 関ヶ原病院のほうから、新型インフルエンザに対する対応策というのを具体的に協議したという報告は受けておりません。ということで、はっきりはわからないわけですが、一応新型インフルエンザといっても通常の季節型のインフルエンザと余り大差はないという今のところの状況でございますので、発生した場合には今のリレンザとかなんとか、そういう薬で一応対応ということになるかと思えます。

別にとりたてて、インフルエンザには違いないと、その型が違くて、その対応をどうするかということだけですので、通常のインフルエンザから特別に今変形して、いわゆる薬に対する抵抗力が強いような、そういったインフルエンザになってくれば対応が非常に難しくなると。ただ、今のところ前に発見されたインフルエンザについては、それほど強力なものはないということと、症状的にもインフルエンザとほとんど似たような症状で済んでいるということだそうですので、特別にというのは具体的には病院のほうではやっていないと思っております。

議長（澤居久文君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第5、承認第3号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 承認第3号について、御説明を申し上げます。

先ほどと一緒にですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、新型インフルエンザ等が発生した場合に、町に派遣された者に対して新たに新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を加えるものであります。承認第2号と同じく、新型インフルエンザ等対策特別措置法が4月13日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分により定めたとおりであり、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めます。

なお、説明は省略をさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

6番（浅野 正君） インフルエンザも結構なんですけど、この前の武力攻撃災害ですね。これはやっぱり北朝鮮を想定してのあれやと思うんですけど、これは例えば出ていないとは言い切れないもので、そういうときに例えば手当としては大体どのぐらいの金額が支給されるのか、ちなみに、わかれば教えていただきたいなと思いますが。

議長（澤居久文君） 西脇町長。

町長（西脇康世君） これにつきましては、一応国のほうから手当がどれぐらいかという基準は示されるかと思っております。その段階で、もし発生した場合には補正等をお願いすることになると思っておりますので、現時点では金額は幾らということはおわかりませんので、御理解いただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

議長（澤居久文君） いや、国外とは決まっていますよ、これは。

〔「わかりました」の声あり〕

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第49号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第6、議案第49号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 議案第49号について、御説明を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世代の国民健康保険料について、既に講じられている当該移行後の5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1の軽減措置に加え、5年目から8年目までの間において世帯別平等割額の4分の1の軽減措置を講ずる改正があったため、このことを踏まえて町の条例改正を行うものであります。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） 河島住民課長。

住民課長心得（河島玲子君） 議案第49号について、説明をさせていただきます。

資料の16ページをごらんください。

改正の趣旨ですが、平成25年度税制改革大綱において国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化する等の措置を講ずることとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年2月22日に公布されたことに伴うものです。

改正の内容は、町長もただいま説明いたしました。16ページの4、世帯別平等割がイからロまでをイからハ、ハが入りますので、新たに特定継続世帯というのが入ります。特定世帯というのは、平成20年に後期高齢者医療が創設されたときに、それまでは国民健康保険の加入者であった方が、75歳以上の方は後期高齢に移行されたということで、奥さんが国民健康保険、御主人が後期高齢者医療に入られた世帯を特定世帯といいます。この場合に、両方から保険料をいただくというのではなくて、特定世帯については軽減措置を設けられました。

その軽減措置は、医療分と後期高齢者支援分の平等割について半額軽減するということが5年間実施されたんですが、ことしで5年が経過しますので、さらに3年間は4分の1を継続す

るということになったので、八というのは特定継続世帯、5年を経過した方の世帯が特定継続世帯ということになりますので、1つそこに八が入るということになります。それが全文に係ってきますので、八ということになります。それがずうっと傍線のところに係ってくるところですけれども……。

議長（澤居久文君） 要は下がるんやろう。

住民課長心得（河島玲子君） そうです。今まで5年間は2分の1、今度は4分の1というふうに下がっていきますが、特定継続世帯につきましては、さらにもう1つ措置があってということで、5年から8年までの間は世帯別平等割額を4分の3とするという特例も新たに設けられるということになりますので、第13条の4の八のところに特定継続世帯はイに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額というふうに、新たに新設をさせていただきます。

退職者等保険者に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定ということで、第3号にまでに掲げる世帯の区分に応じて、それぞれ1号から3号までに定める額として、第2号、第3号に掲げる世帯以外の世帯というふうになっていきます。

議長（澤居久文君） 要は軽減されるということやろう、年数がたてばたつほど軽減されるということ。

これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

6番（浅野 正君） 簡潔に言えば、優遇されて少なくなるということなんですが、国民健康保険そのもののあれが大変やりくりが厳しい状況で、これはまた別かもわかりませんが、それは大丈夫なんですね。そこら辺だけちょっと。

〔発言する者あり〕

議長（澤居久文君） そんなにようけ世帯があるんやろうか。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 一応町のほうの保険料等にも若干は直接分はありますけれども、その分の穴埋めということで、調整交付金等で穴埋めされるというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） ちなみに、参考までに平成24年度の2分の1対象の世帯は何件ありましたでしょうか。

議長（澤居久文君） 河島課長。

住民課長心得（河島玲子君） 昨年度は163世帯が特定世帯ということ。

今年度、特定世帯から外れて継続特定世帯になっていくという世帯が51世帯、現在のところ

はあるかというふうに思っております。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、討論をこれで終わります。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9 時44分

再開 午前 9 時55分

議長（澤居久文君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

1年間、大変お世話になりましたけれども、私、きょうをもって議長を辞職させていただきたいと思っております。1年間の期間中には、大変皆様に御迷惑等をおかけいたしましたけれども、3月に申しましたとおり、皆様の御支援によりまして、何とかきょうまで職を全うすることができました。本当にありがとうございました。

〔議長 澤居久文君退場〕

休憩 午前 9 時55分

再開 午前 9 時59分

〔副議長 議長席に着席〕

副議長（中川武子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議長にかわりまして議事を進行させていただきます。

ただいま、澤居久文君から議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1 議長の辞職について

副議長（中川武子君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

お諮りいたします。澤居久文君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、澤居久文君の議長の辞職を許可することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔8番 澤居久文君入場、8番席に着席〕

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第2 議長の選挙について

副議長（中川武子君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は9名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に室義光君、川瀬方彦君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

室義光君、川瀬方彦君、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 9 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 8 票、無効投票 1 票。

有効投票中、中川武子 6 票、浅野正 1 票、田中由紀子 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。よって、私、中川武子が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

新議長（中川武子君） それでは、一言御挨拶を申し上げます。高い席からですが、お許しをお願いいたします。

ただいまは、議員各位の皆様の御推挙によりまして、議長という栄誉をいただきました。大変光栄なことと感じておりますが、責任の重大さも痛感いたしております。私の手腕、力量を評価した上でないことは十分承知しております。けれども、お受けいたしました上は、皆様の御厚情にお応えし、皆様の代表であるということをしかと心にとめ、誠心誠意努力いたします。御協力を心からお願い申し上げます。就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時16分

議長（中川武子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。追加日程第 3、副議長の選挙についてから、追加日程第 8、不破消防組合議会議員の選挙についてまでを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、追加日程第 3 から追加日程第 8 までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第 3 副議長の選挙について

議長（中川武子君） 私が議長に就任しました関係で、当然に副議長は欠員となりましたので、追加日程第 3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔 議場閉鎖 〕

ただいまの出席議員数は 9 名であります。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に澤居久文君、子安健司君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔 投票用紙配付 〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔 投票箱点検 〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔 投 票 〕

投票漏れはありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

澤居久文君、子安健司君、立ち会いをお願いします。

〔 開 票 〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 9 票。

有効投票中、松井正樹君 8 票、田中由紀子君 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。よって、松井正樹君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔 議場開鎖 〕

ただいま副議長に当選されました松井正樹君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長選挙の当選人である旨を告知いたします。

新副議長（松井正樹君） 失礼いたします。ただいまは、図らずも副議長に選ばれまして、その大役を引き継がせていただきました松井正樹でございます。

私、副議長は、実は3度目の正直でございます。しかしながら、おごることなく、関ヶ原町の町政の発展、またスムーズな議会運営を目指し、議長をサポートすべく、副議長の職務を全うしたいと考えております。どうぞ皆様方、よろしく願いいたします。

追加日程第4 常任委員会委員の選任について

議長（中川武子君） それでは、追加日程第4、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により指名いたします。

職員に選任案を朗読いたさせます。

議会書記（小林孝正君） 常任委員会委員の選任について。

次のとおり常任委員会委員を選任する。

平成25年5月8日、関ヶ原町議会議長 中川武子。

委員会名、総務民生常任委員会、委員氏名、小谷清美、浅野正、田中由紀子、中川武子、川瀬方彦。

委員会名、産業建設常任委員会、委員氏名、中川武子、松井正樹、澤居久文、子安健司、室義光。

議長（中川武子君） お諮りします。ただいま朗読いたしましたとおり常任委員会委員を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔発言する者あり〕

一応承認ということによろしいですね。

それでは異議なしと認めます。よって、ただいま朗読いたしましたとおり常任委員会委員を選任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時36分

議長（中川武子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、この際、報告いたします。

総務民生常任委員会より、委員長に浅野正君、副委員長に田中由紀子君。産業建設常任委員

会より、委員長に澤居久文君、副委員長に室義光君がそれぞれ選任されましたので御報告いたします。

ただいま配付いたしましたように、各常任委員長から会議規則第74条の規定により、所管事務について議会閉会中の継続審査の申し出がありましたので、常任委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第9 常任委員会の閉会中の継続審査について
議長（中川武子君） 追加日程第9、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から、会議規則第74条の規定により所管事務の議会閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり各常任委員会の所管事務については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり各委員会の所管事務については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

追加日程第5 議会運営委員会委員の選任について
議長（中川武子君） 追加日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。
委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により指名いたします。
職員に選任案を朗読させます。

議会書記（小林孝正君） 議会運営委員会委員の選任について。

次のとおり議会運営委員会委員を選任する。

平成25年5月8日、関ヶ原町議会議長 中川武子。

委員会名、議会運営委員会、委員氏名、小谷清美、浅野正、中川武子、松井正樹、澤居久文。
議長（中川武子君） お諮りします。ただいま朗読いたしましたとおり議会運営委員会委員を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま朗読いたしましたとおり議会運営委員会委員を選任

することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時45分

議長（中川武子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告いたします。

議会運営委員会より、委員長に小谷清美君、副委員長に松井正樹君がそれぞれ選任されたので御報告いたします。

ただいま配付いたしましたように、議会運営委員会委員長から会議規則第74条の規定により、所掌事務について議会閉会中の継続審査の申し出がありましたので、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第10として日程の順序を変更し、直ちに議題とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（中川武子君） 追加日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま配付いたしましたとおり議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決しました。

追加日程第6 特別委員会委員の辞任について及び追加日程第7 特別委員会委員の選任について

議長（中川武子君） 追加日程第6、特別委員会委員の辞任について及び追加日程第7、特別委員会委員の選任についてを一括して議題といたします。

まず最初に、議長選挙に関連して、私は古戦場跡整備計画の特別委員会委員でありましたが、先ほど議長に御推挙いただきましたので、特別委員会の委員を辞任し、その補充として、副議長の松井正樹君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の辞任の許可及び選任については、ただいま指名したとおり決しました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時50分

議長（中川武子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告いたします。

委員長に室義光君が選出されました。

追加日程第8 不破消防組合議会議員の選挙について

議長（中川武子君） 追加日程第8、不破消防組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

松井正樹君から不破消防組合議会議員を辞職する申し出があり、これを許可しましたので、欠員が生じました。よって、選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

不破消防組合議会議員に川瀬方彦君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました者を不破消防組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名しました者を不破消防組合議会議員の当選人とすることに決しました。

ただいま不破消防組合議会議員に当選されました川瀬方彦君が議場に見えますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、不破消防組合議会議員の当選人であることを告知します。

閉会の宣告

議長（中川武子君） これにて、本議会に付託されました案件の審議は終了いたしました。

よって、平成25年第2回関ヶ原町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時53分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長

関ヶ原町議会新議長

会議録署名議員

会議録署名議員